

自転車の交通違反、取締り強化!!

～自転車を利用されるみなさんへ～

●令和6年11月に施行された改正道路交通法により、自転車の交通違反に罰則が整備されました。令和7年6月1日より、16歳以上の自転車利用者に対する取締りが強化されます！

自転車安全利用五則を再確認！

- ①自転車は、車道が原則 車道は左側を通行
→罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
歩道は例外 →罰則：2万円以下の罰金又は料
- ②信号は必ず守る 交差点は一時停止と安全確認
→罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ③夜間はライトを点灯
→罰則：5万円以下の罰金
- ④飲酒運転は禁止
→罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転 →罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ⑤ヘルメットを着用
→罰則なし 努力目標



交通安全ルールを守って安全運転
自分の身は自分で守ろう
今日も一日ご安全に！

防犯部ニュース

令和7年度 郷地東町防犯部活動計画

今年度も、下記日程にて郷地東町防犯支部の活動を実施していきたくと思います。

毎年同じ活動予定ですが、地域で発生している犯罪も皆無にはならず、特殊詐欺のように増加しているものもあります。そのため同じ活動を繰り返し実施して活動を定着させ、少しでも犯罪の減少化を進めていきたくと思います。

活動内容	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
青パト巡回（月2回、火曜日午前中）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
詐欺、痴漢防止キャンペーン等	■		■		■		■		■	
多摩川河川敷危険看板設置作業		■								
防犯講話会				■					■	
賛助会費徴収及びカレンダー配布				■			■			
自治会内防犯パトロール			■				■			

上記の活動を実施すると共に、昭島市防犯協会理事会で決定した事案についても活動を展開し、郷地東町地区の防犯支部員一同、力を合わせて犯罪件数の減少や防犯意識・防犯活動の向上に努めてまいります。

自治会員の皆様も、積極的に防犯講和会に参加される等、ぜひ活動にご協力頂き、一丸となって犯罪の少ない町作りを目指していきましょう！よろしくお願いたします。



防犯部主催
2月に東郷地東町防犯講話会